

社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償
に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(服務等)

第2条 役員等（常務理事を除く）は非常勤とする。

2 常務理事の勤務時間、休暇、出張などの服務に関しては、本規程その他の規程に定めがない限り、社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会職員就業規程を準用する。

(報酬等)

第3条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、公務員の身分を有する者には支給しない。

2 月額による報酬を受ける者が、月の途中において就任したときは、その日分から支給し、また退任したときは、その日分まで支給する。

3 報酬の支給については、社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会給与規程の例による。なお、手当については、通勤手当以外は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、本会職員の旅費に関する規程による。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28会計年度にかかる定時評議員会の日（平成29年6月21日）から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	報 酬 の 額
会 長	月額 210,000円を超えない 範囲とする。
副会長	月額 7,400円
常務理事	月額 210,000円を超えない 範囲とする。
理 事	月額 7,400円
評議員	月額 7,400円
監 事	月額 7,400円